

第9章 武術の正課採用への歩み

明治27～28年（1894～5）の日清戦争の勝利や、大日本武徳会の創設、講道館柔道の隆盛などにより、武道を教育の場に生かそうという世論が高まる。そこで、文部省は明治29年（1896）に「学校衛生顧問会」に武術の衛生上からみた利害得失について諮問するが、その答申は武道家の期待に添うものではなかったようである。そこで、同30年代から政治家がたびたび帝国議会へ正課編入を要望していく。こうした議会への請願運動をたどりながら、同44年（1911）、ついに撃剣柔術が正課採用に至った経緯を探ってみたい。

1 学校衛生顧問会の答申

文部省は、体操伝習所が出した武術の正課採用は不適當なりという答申（1884年）を受けて、学校体育は外来の体操を採用し、日本伝来の武術の正課採用は認めなかった。しかし、日清戦争の勝利により国民の間に尚武しょうぶの氣風が生まれ、擊劍柔術の正課採用に対する社会的要望も高まってくる。そこで、明治29年（1896）に西園寺公望さいおんじきんもち文部大臣は「学校生徒に擊劍柔術を課するの可否」について学校衛生顧問会に諮問した。学校衛生顧問会とは、明治28年12月、第9回帝国議会において文部大臣の諮問に應じて学校衛生に関する事項を審議する組織として設立され、医学・衛生界の重鎮として三宅秀、エルウィン・ベルツ（帝国大学名誉教授）、三島通良（学校衛生主事東京師範学校教授）など10名で構成された委員会である。今回の諮問は、劍術及び柔術の衛生上からみた利害得失について諮問したものであった。

同29年7月、学校衛生顧問会の答申は「擊劍柔術は之を體操科として生徒に課するは害あり、但し満十五年以上の者に一の遊戯として之を採用するは妨なし」（一）とする答申であり、擊劍及び柔術は学校体育の授業で行うには害はあるが、15歳以上が遊戯として採用するのであれば問

題はないという見解を示した。こうした答申に対し、7月24日の東京日日新聞には「昔時武道の根本たりし撃剣今や遊戯として学校に用ゆるを許さるト伝武蔵地下に泣かむ」と書かれ、武道関係者は武士の魂であった剣術が今や遊戯としかみられなくなった世相を嘆いたのであった。

文部省は学校衛生顧問会の答申を受けて、同31年に各学校に通達した『尋常中学校細目調査報告』は次のようであった。尋常中学における体育は「普通体操及兵式体操ノ二種トシ共ニ生徒ノ身体ヲ鍛錬シ時ニ徳性ヲ涵養スルヲ目的トス。故ニ体操科ハ体育トシテハ身体各部ノ均整ナル發育ニ留意シテ其健康ト強壯トヲ企図シ動作ヲ敏捷ニシ姿勢ヲ莊重ナラシメンコトヲ要ス。又德育トシテハ堅忍剛毅敢為果斷順良親愛等ノ諸徳ヲ養ヒ併セテ秩序ヲ尊ヒ規律ヲ守リ質素ヲ重スルノ習慣ヲ得シメンコトヲ務ムヘシ」⁽²⁾と示され、中学校の体育の目的は身体の調和的発達と徳性の涵養であり、これまで採用してきた普通体操と兵式体操の二本立てを確認する内容であった。文部省が、体育教材として体操に重きを置く方針は依然として変わらなかった。また、課外活動の盛況ぶりから、授業での体育の時間は削減していく方向がとられた。因みに、明治19年の「中学校令」では、体育は第1〜3学年まで週3時間、第4〜5年まで週5時間の配当であったが、同27年には授業時間が全学年とも週3時間に減らされたのである。

ただし、文部省は学校衛生顧問会による正課不採用の答申を受けながらも、直ちにこれを制度とする行政措置を講じなかったため、依然として府県の師範学校や一部の尋常中学校では体育授業に武術が実施されていたのである。明治31年6月、高等学務局及び普通学務局通牒では、師範学校や尋常中学校の教科に撃剣柔術を課すことはできないが、「元来柔術撃剣水泳ハ勿論漕艇及ベースボールノ如キハ心身ノ鍛鍊上効益不少モノニ有之候間至当ノ取締法ヲ設ケ之ヲ行ハシムハ差支無之候」と示された。つまり、文部省も正課としての実施は依然難色を示しながらも、撃剣柔術や水泳などは心身鍛錬としての効果を少しずつ認めるようになってきたのである。

2 武術の正課編入運動

明治17年（1884）の体操伝習所の答申及び同29年の学校衛生顧問会の答申により、武術の正課編入は二度にわたって却下され、武道関係者の考えにも変化が生じる。一つは積極的に政治活動を通して実現しようという動きであり、もう一つは教育現場において武術の教授法を改良して実現しようとする動きであった。前者については、衆議院議員・星野仙蔵（埼玉、剣道道士）や同・小澤愛次郎（埼玉、剣道範士）らの剣道界の人たちが中心となり帝国議会に建